

福島みずほ参議院議員からの資料要求に対する回答

令和4年9月12日
出入国在留管理庁

1 複数回難民申請

(1) について

お尋ねについては年間の件数で集計しているところ、令和3年末までに3回目以降の難民認定申請について難民認定された事例は、承知していません。

(2) ～ (4) について

お尋ねのような統計は作成しておらず、お答えすることは困難です。

2 送還忌避者

(1) 及び (2) について

お尋ねのような統計は作成しておらず、お答えすることは困難です。

3 ウクライナ難民

(1) について

御指摘の補完的保護対象者の認定制度の創設を含む入管法等改正法案は、成立に至らず、衆議院解散に伴い、既に廃案となっています。

当庁としては、今般のロシアによるウクライナ侵略のような、戦争等により戦闘に巻き込まれて命を落とすおそれがある者を確実に保護するため、引き続き、入管法改正を検討しているところですが、現在検討中の法案に関する検討状況の詳細についてはお答えすることは差し控えます。

(2) について

御指摘の『『補完的保護対象者』の要件に照らし、現在日本にいるウクライナ避難民のうちで、同要件に該当するという具体的判断をした事案』の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、前記のとおり、御指摘の入管法改正法案は、成立に至らなかったところであり、具体的な事案について、成立していない法律を前提に何らかの法的判断を行うことはありません。

(3) について

お尋ねのような規定・通達はありません。

4 違法な送還

(1) について

個別の事案について、その決裁過程等についてお答えすることは差し控えます。

(2) について

御質問の「このような扱いの根拠となる通達」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、御指摘の判決に係る送還につき、「難民の認定をしない処分に対する異議申立ないし審査請求の棄却決定の告知日を調整し、難民異議申立者ないし難民審査請求人に、異議申立ないし審査請求の棄却決定を通知し、同日ないし翌日に送還執行を行うという一連の行為」を指示する内容の通達等はありません。